

令和3年2月18日

第13期県民生活審議会 第2回消費生活部会 議事概要

- 1 日時：令和3年2月18日（木）10:00～12:00
- 2 場所：消費生活総合センター 1階 消費生活情報プラザ
- 3 出席者：（委員） 滝川部会長、岡本委員、近藤委員、鈴木委員、玉田委員、矢野委員
（オンライン参加） 大本委員、笹川委員、山内委員
（事務局） 高永県民生活局長、有吉消費生活課長
大久保消費生活総合センター所長
西島消費生活総合センター次長兼指導調整部長
西谷消費生活総合センター相談啓発部長
寺田消費生活課副課長兼消費政策班長
奥見消費生活総合センター所長補佐兼指導調整課長
山下消費生活課主幹、濱本消費生活総合センター学習交流推進課長
他関係職員

4 議事内容

〔審議事項〕 不当な取引行為について

- ・ 県が指定する不当な取引行為は5つに分類されており、そのうち「不当な勧誘行為」には、現在28項目の行為が規定されている。今回、消費者と直接契約を結ばず、広告や勧誘だけを行う事業者に対しても、不当な行為をしているのであれば行政指導できるよう、新たな項目を追加したい。
- ・ 定期購入や水回り工事など、自分で商品やサービスを提供せず広告だけを行い、実際のサービス提供を別の事業者任せにしている広告事業者が問題となっているが、現行の特定商取引法及び景品表示法では、消費者と直接契約を結ばない広告事業者は規制の対象外であり、行政指導できない。
- ・ 消費者トラブルは、巻き込まれると実害も精神的苦痛もあるから、巻き込まれないよう事前に防止するのが基本である。項目を列記して、消費者が自分で気づいてトラブルに巻き込まれないようにすべきである。
- ・ 現行規定の不当な取引行為の項目で、第三者の広告行為も規制対象とするには少し無理がある。争いや疑義が生じる余地を無くし、消費者にとっても、事業者にとっても分かりやすい内容にすべきである。

- ・行政指導という不利益を事業者に課すので、規制する場合は文言を広く解釈するのではなく、こういう場合には不利益を課す、ということを明確にした方が望ましい。
- ・定期購入の問題は法的に規制されず、悪質業者はその盲点を突いている。オンラインでの買い物が増えると同様の消費者被害が増えるので、是非項目を追加してほしい。本来は法律でもしっかり規制すべき。
- ・従来からある 28 項目を含め、全ての不当な取引行為について、明確に第三者についても規制できるような修正を行うべきではないか。
- ・法律や条例本体を変えるのは時間がかかる。スピーディーに対応するには、地方自治体が不当な取引行為について指定し、現実に発生している消費者被害を防がなければいけない。事例集に注釈を入れてはどうか。
- ・事例集に、脱毛が9か月0円でできると宣伝し、9か月間は支払を請求されないが、10か月目に後払いで請求されるという事例も加えてはどうか。

[報告事項] ひょうご消費生活プラン(案)の策定について

令和3年度兵庫県消費生活行政の推進について

- ・消費生活プラン案に対してパブリックコメントで多くの意見が寄せられ、修正案が示されたので、これでよいと思う。
- ・予算が限られる中で、県は頑張っていると思う。予算を伴わない事業について、表記を分かりやすく見直した方がよい。